

「最大荷重1トン以上のフォークリフト運転業務」については、「フォークリフト運転技能講習」を修了した者でなければ就業することができません。

この通知は、この資格を取得するための技能講習のご案内です。受講定数が限られますので、早めにお申し込みください。

令和2年8月1日

フォークリフト設置事業主 殿

一般社団法人諏訪労働基準協会長

「フォークリフト運転技能講習」の実施について

労働安全衛生法第61条、同施行令第20条第11号の規定には、最大荷重1トン以上のフォークリフト運転の業務については、「フォークリフト運転技能講習」を修了した者でなければ就業させてはならない、また就業してはならないことが定められており、無資格者の就業による労働災害がしばしば発生していることから、厳格に運用されております。

当協会では、この資格を取得した者が安心して安全な作業ができるよう、長野労働局長の登録教習機関である一般社団法人中部労働技能教習センター（飯田市）と協議し、本講習を下記のとおり実施することといたしました。

つきましては、御社における当該業務の従事者および従事予定者をチェックされ、資格の無い者について漏れなく受講され、労働災害の防止と事業の進展を図られますようご案内申し上げます。

記

- 期 日 令和2年10月13日（火） 8:15～受付 8:30～17:00 学科講習
14日（水）・15日（木）・16日（金） 8:00～17:30 実技
- 場 所 男女共同参画センター（岡谷市長地権現町4-11-51）TEL0266-22-5781
※実技講習は岡谷市民総合体育館第2駐車場
- 講習科目・時間・講師

・ 講 師 一般社団法人中部技能教習センター 専任担当講師

	講 習 科 目	時 間
1 日 目	フォークリフトの荷役に関する装置の構造および取扱いの方法に関する知識	4 時間
	フォークリフトの運転に必要な力学に関する知識	2 時間
	関 係 法 令	1 時間
	学 科 修 了 試 験	1 時間
2・3・4 日 目	実 技 講 習	24 時間

4. 受講資格等

コース別	第1コース	第2コース
受講資格等	①大型特殊自動車免許（カタピラ限定を除く）をお持ちの方 ②大型・中型・準中型・普通又は大型特殊自動車免許（カタピラ限定に限る）を所持し、特別教育修了者で最大荷重1トン未満のフォークリフト運転の業務従事経験が3月以上ある方 ※①・②のいずれかに該当	大型・中型・準中型・普通又は大型特殊自動車免許（カタピラ限定に限る）をお持ちの方
学科時間	7時間	7時間
実技時間	4時間	24時間
受講日数	2日	4日
受講料	18,700円	33,000円
教材費	1,500円	1,500円

※受講料は、消費税増税後の額になります。

※補習：30分につき 学科 500円 ・ 実技 1,500円

5. 定員 2日間コース 10名
 4日間コース 30名

6. 受講申込み

- (1) 受講申込書（別紙）に正確に記入し、自動車免許証の写しを申込書の裏面に添付して、令和2年9月29日（火）までに写真・受講料を添えて（一社）諏訪労働基準協会に提出して下さい。なお、定員になり次第締切ります。
- (2) 写真は、縦3cm、横2.5cm（申請前6ヶ月以内のもの、正面、脱帽、上三分身、背景無地）のものを1枚「受講申込書」に貼付。（写真の裏面に氏名・撮影年月日を記載）
- (3) 外国籍の方は、旅券、在留カード又は住民票の写しを添付して下さい。（日本語のテキストを解読できることが必要です。）

【個人情報について】

※ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、申込みいただいた講習会の的確な運営のために使用します。

○受講当日緊急の連絡をとる場合は諏訪労働基準協会 090-3426-2032 にお願ひします。
受講会場には連絡しないようにして下さい。

フォークリフト運転技能講習受講申込書

※希望するコースに○をして下さい。

受付年月日	令和2年 月 日			第1コース
受付番号	第 号			第2コース
(一社) 中部労働技能教習センター所長 殿				
下記の通り受講料を添えて申込み致します。				
申込み 令和2年 月 日				
ふりがな				写 真 写真サイズ タテ × ヨコ 3cm×2,5cm (1枚をはりつける)
氏名				
生年月日	昭 ・ 平 年 月 日生 歳	性 別	男 ・ 女	
現 住 所	〒			
	電話	携帯電話	F A X	
勤 務 先	会社名			
	所在地	〒		
電話				
F A X				
資格等の有無	所持する資格を○で囲み、裏面に免許証の写しを貼付けて下さい。所持されていない方は「無」を○で囲んで下さい。			
	大型特殊自動車免許		大型特殊自動車免許(カタピラ限定)	
	大型 ・ 中型 ・ 準中型 ・ 普通自動車免許		無	
受講希望日	令和2年10月13～16日			
受講希望会場	学科 男女共同参画センター 実技 岡谷市総合体育館第2駐車場			
* 下 の 欄 は 当 所 で 記 入 し ま す 。				
入所日	修了証番号			
修了日				
受 講 料	教 材 費	記		
		事		

○第1コース②に該当する方は、特別教育修了証又は特別教育実施記録の写しおよび運転業務経験証明書が必要です。(注:特別教育実施記録はA/4版でコピーし別紙で提出してください。)

○該当する項目に記載洩れ及び資格証明等が添付されていない場合は第2コースまたは第3コースの受講となりますので確認のうえお申込み下さい。

○原則として30分以上遅刻の場合は欠席扱いとなります。その場合受講料は、返金いたしません。

[個人情報について] ご記入いただきました個人情報につきましては労働安全衛生法に基づく講習等の実施・修了証交付等の目的以外には使用せず、当センターが責任をもって管理いたします。

自動車運転免許証（写し） 貼付欄

裏面に表面の変更事項が記載されている場合は、裏面の写しも貼り付けて下さい。

第1コース受講者で、下記の受講資格に該当される方

大型・中型・準中型又は普通自動車免許又は大型特殊自動車免許(カタピラ限定)を所持し、フォークリフト運転の業務特別教育修了者で運転業務経験が3ヶ月以上ある方は、自動車運転免許証(写)の貼付の他に特別教育修了証(写)の貼付及び下記の運転業務経験証明(事業主証明)を受けて下さい。

フォークリフト運転の業務 特別教育修了証（写） 貼付欄

(修了証がない場合は、事業者による特別教育実施記録又は
実施証明書等の写しをA4版でコピーし提出して下さい)

運 転 業 務 経 験 証 明 書

受講者氏名

上記の者は、大型・中型・準中型又は普通自動車免許又は、大型特殊自動車免許（カタピラ限定）を有し、フォークリフトの運転業務特別教育を____年____月に修了し、かつ最大荷重1ト未満の運転業務に____年____月～____年____月の3ヶ月以上従事した経験を有することを証明する。

平成 年 月 日

事業所名

事業所代表者

印

フォークリフト運転技能講習カリキュラム

1 日 目	2 日 目	3 日 目	4 日 目
<p style="text-align: center;">8：30～15：30</p> <p><学科></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォークリフトの概要、機能 ・フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・フォークリフトの運転に必要な力学に関する知識 	<p style="text-align: center;">8：00～17：30</p> <p><実技></p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行 	<p style="text-align: center;">8：00～17：30</p> <p><実技></p> <p>午前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行 ・バック走行 <p>午後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷役 	<p style="text-align: center;">8：00～17：30</p> <p><実技></p> <p>午前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷役 <p>午後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷役 ・実技検定 <p style="text-align: right;">PM4：00～</p>
<p>15：30～16：30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令 <p>16：30～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テスト 	<p>第1コース（2日コース）1日目学科 7時間 2日目実技 4時間 8：00～12：00</p> <p style="text-align: right;"><実技> ・荷役 ・実技検定 13：00～</p> <p>第2コース（4日コース）学科 7時間 実技 24時間</p>		

（一社）中部労働技能教習センター

■人材開発支援助成金のご案内

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し労働者に適用した際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

助成金を利用するためには、必要な要件を満たした上で、訓練開始日の前日から起算して1か月前までに「訓練実致計画届」と必要な書類の労働局への提出が必須となります。詳細につきましては、長野労働局職業安定部 職業対策課（電話 026-226-0866）へお問合わせ下さい。



駐車場案内図

